

【17】長期履修学生制度（申請・短縮）について

職業を有している等の事情により、標準就業年限（前期課程2年、後期課程3年）を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了することを希望する場合、また、現在長期履修中の者が履修期間の短縮を希望する場合は、下記により申請すること。尚、標準就業年限が延長されることとともない、修士論文や博士論文の審査を受けることができる年度も延期されることとなる。申請される方は、必ず事前に指導教員に承諾をもらっておくこと。

【長期履修申請】

(1) 申請資格

- ①職業を有している者
- ②育児、長期介護等の事情により、標準就業年限で修了することが困難な者
- ③その他やむを得ない事情を有し、標準就業年限で修了することが困難であるとグローバル・スタディーズ研究科長が認めた者

※外国人留学生（在留資格「留学」を有する者）は申請できない。

(2) 長期履修期間

博士前期課程：1年を単位として、3年以上6年まで認める。

博士後期課程：1年を単位として、4年以上6年まで認める。

(3) 長期履修学生の学費

- ①授業料：標準就業年限の総額を長期履修許可年限で除した額。
- ②教育充実費：標準就業年限の間は、所定の額。それ以降は、半額。

(4) 申請時期

前期課程：入学後1年目（休学期間および学籍の無い期間を除く）の3月末

後期課程：入学後1年目、2年目（いずれも休学期間および学籍の無い期間を除く）の3月末

（秋入学の者は、入学後1年目、2年目（いずれも休学期間および学籍の無い期間を除く）の春学期末）

(5) 今年度申請締切 2024年3月29日（金）17:00（厳守）

（秋入学の者は、2023年9月20日（水）17時（厳守））

(6) 申請場所 グローバル・スタディーズ研究科事務室

(7) 申請方法

所定用紙に記入し、在職証明等の事由を証明するものを添付して申請すること。

申請希望者は、グローバル・スタディーズ研究科事務室に連絡すること。申請書の様式を事務室より電子メールにて送付する。

(8) 注意事項

- ・一度認められた長期履修期間については、これの延長は認めない。
- ・認められた長期履修期間の短縮申請（1年を単位とする）は可能（下記参照のこと）。

【履修期間の短縮】

認められた長期履修期間の短縮（1年を単位とする）を希望する場合は、**修了を希望する年度の前年度3月末までに一度のみ**、申請することができる（秋入学の場合は、申請期限は修了を希望する年度（秋学期・春学期の組み合わせを年度とする）の前年度の春学期末となる）。申請の時期は休学実績には影響されない。

例：2025年3月まで長期履修を認められている状況で、2024年3月の修了を希望する場合は、2023年3月末までに短縮申請を行う。

短縮申請希望者は、グローバル・スタディーズ研究科事務室に連絡すること。具体的な申請期間や申請書類の詳細等については、問合せの際に事務室より説明する。